

施設使用料 減免について

基本方針での減額・免除の基準

減額・免除に相当する負担は公費で補うことになり、受益と負担の公平性の確保の観点から考えると、政策的かつ特例的な措置として適用を限定すべきものです。

そのため、使用料の減額・免除は、真にやむを得ないものに限定するという考え方のもと見直しを行いました。

1 全施設共通の基準

使用事由	減免率
市又は市の機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催するとき	免除
市又は市の機関（市が設置する附属機関を含む。）が共催するとき	5割減額
市長が特に必要と認めるとき（施設の設置目的を考慮し、特別の事情があると認めるとき）	減額又は免除

2 個人使用料

障がい者（個人）

対象施設使用料	対象者	減免率
陶房「匠の里」 陶芸工房使用料 大島絵本館 入館料 新湊博物館 観覧料 大門農村環境改善センター 多目的ホール個人使用料 大島農村環境改善センター 多目的ホール個人使用料 体育施設 個人使用料（体育館、パークゴルフ場、弓道場） 海竜スポーツランド 個人使用料	身体障害者 （身体障害者手帳所持者）	本人 5割減額
	知的障害者 （療育手帳所持者）	
	精神障害者 （精神障害者保健福祉手帳所持者）	

中学生以下の者（個人）

対象施設使用料	対象者	減免率
大島絵本館 入館料	市内在住の中学生以下の者	本人 免除

- ・個人使用料については、5割相当の料金設定となっています。
- ・なお、以下の施設使用料については、無料となります。

陶房「匠の里」 陶芸工房使用料（市内在住のみ）

新湊博物館 観覧料

大門農村環境改善センター 多目的ホール個人使用料

大島農村環境改善センター 多目的ホール個人使用料

高齢者（個人）

対象施設使用料	対象者	減免率
陶房「匠の里」 陶芸工房使用料	市内在住の65歳以上の者	本人 5割減額
大門農村環境改善センター 多目的ホール個人使用料	70歳以上の者	
大島農村環境改善センター 多目的ホール個人使用料 体育施設 個人使用料（体育館、弓道場）		

- ・以下の施設の個人使用料については、5割相当の料金設定となっています。

新湊博物館 観覧料（65歳以上）

パークゴルフ場（1日券）（70歳以上）

海竜スポーツランド 個人使用料（70歳以上）

3 貸室等使用料

各施設ごとに設置目的を考慮した減額・免除制度が定められていますが、今回の使用料の改定に合わせて、**変更する減額・免除**は下記のとおりです。

対象施設使用料	条件等	減免率
農村環境改善センター 使用料 (新湊、大門、大島)	半数以上が市内在住の障がい者で構成する団体が利用するとき	5割減額
体育施設 使用料 (体育館、グラウンド、野球場、サッカー場、テニスコート、弓道場)	半数以上が市内在住の障がい者で構成する団体が利用するとき	5割減額
新湊交流会館 使用料	半数以上が市内在住の中学生以下で構成する団体が利用するとき	5割減額
いきいき長寿館 使用料	高齢者の生きがいづくり、介護予防事業等	5割減額

貸室等使用料とは、会議室やアリーナ等施設の全面（もしくは一部）を占有する利用形態です。